

平成26年12月12日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成26年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長職務代理者 副町長	高平功悦君
総務課長兼 危機管理監兼 環境防災班長併任 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長 兼観光班長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
震災復興対策監	小松良一君
参事兼産業振興班長	伊藤政宏君

参 事 兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千 葉 繁 雄 君
参事兼建設班長	赤 間 春 夫 君
総務管理班長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第1号)

平成26年12月12日(金曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

12月12日から12月15日まで6日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 第1常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃 第 5 第1常任委員会の所管事務調査中間報告について

〃 第 6 第2常任委員会の所管事務調査報告について

〃 第 7 陳情第 2号 知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情について(継続審査)

〃 第 8 請願第 1号 「集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願について

〃 第 9 報告第 11号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第10 議案第113号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度松島町一般会計補正予算(第6号))

〃 第11 議員提案第8号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について(提案説明)

〃 第12 議案第114号 松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について(提案説明)

- 〃 第 1 3 議案第 1 1 5 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 4 議案第 1 1 6 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 5 議案第 1 1 7 号 松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 6 議案第 1 1 8 号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 7 議案第 1 1 9 号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 8 議案第 1 2 0 号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 1 2 1 号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 1 2 2 号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 1 2 3 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 1 2 4 号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 1 2 5 号 市町の境界変更について（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 1 2 6 号 境界変更に伴う財産処分の協議について（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 1 2 7 号 町道の路線認定について（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 1 2 8 号 指定管理者の指定について（提案説明） 【松島町長松園デイサービスセンター】
- 〃 第 2 7 議案第 1 2 9 号 指定管理者の指定について（提案説明） 【松島町健康館デイサービスセンター】
- 〃 第 2 8 議案第 1 3 0 号 指定管理者の指定について（提案説明） 【品井沼農村環境改善センター】
- 〃 第 2 9 議案第 1 3 1 号 指定管理者の指定について（提案説明） 【松島駅前駐輪場】
- 〃 第 3 0 議案第 1 3 2 号 指定管理者の指定について（提案説明） 【松島町野外活動センター】
- 〃 第 3 1 議案第 1 3 3 号 工事請負契約の変更について（提案説明） 【松島町児童館建設工事】
- 〃 第 3 2 議案第 1 3 4 号 平成 2 6 年度松島町一般会計補正予算（第 7 号）について（提案

説明)

- 〓 第33 議案第135号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について(提案説明)
 - 〓 第34 議案第136号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について(提案説明)
 - 〓 第35 議案第137号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第4号)について(提案説明)
 - 〓 第36 議案第138号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について(提案説明)
 - 〓 第37 議案第139号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算(第2号)について(提案説明)
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの6日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

松島町長職務代理者より挨拶と行政報告をお願いします。職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たり、町長にかわりまして挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、議会定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

町長におかれましては、健康上の理由により入院加療中のため、本定例会への出席がかなわなくなりました。何とぞご事情をご賢察いただきよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、町長は今日3日に東北大学病院において肝臓の腫瘍摘出手術を行い、術後の経過も順調で来週中に退院予定であることを申し添えます。

次に、本日資料として配付いたしました平成27年度国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険一部負担金等免除措置について、ご説明申し上げます。

東日本大震災により甚大な被害を受けた国民健康保険の被保険者に係る一部負担金の免除につきまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、国の新たな追加財政支援を活用し実施しているところであります。

当該被保険者の厳しい状況は今後も続くものと考え、国の財政支援を活用し、引き続き平成27年4月1日から平成28年3月31日まで延長してまいります。また、介護保険の利用料及び後期高齢者医療保険の一部負担金免除につきましても、同様に実施してまいります。

次に、携帯電話などの使用済み小型家電のリサイクル回収のお知らせでございます。

これまで使い終わった製品のほとんどはごみとして処理されてきましたが、平成25年4月に使用済み小型電子機器等の再生資源化の促進に関する法律が施行され、環境への負担を抑えてレアメタルなどの貴重な資源を回収する取り組みが国レベルで進められておりました。

そこで、今回宮城東部衛生処理組合構成の1市3町でも環境省補助の実証事業により、平成27年1月5日から使用済み小型家電のリサイクル回収を始めることになりました。

なお、本町では役場本庁舎、文化観光交流館及び保健福祉センター内に専用の改修ボックスを配置することとしており、来年1月にチラシで町民の皆さんにお知らせをしております。

次に、災害公営住宅の屋根貸し事業についてご報告いたします。

宮城県では、平成26年11月19日に事業候補者の選定委員会を行い、申し込みのあった4社の中から東北ソーラーパワー株式会社を事業候補者と決定いたしました。また、年間使用料は税別で1平米当たり100円と決定しており、本町においては、年間の使用料として税別で約20万円が見込まれております。今後につきましては、来年1月に事業者と協定を締結し、順次パネルの設置工事を進めてまいります。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が1件、専決処分の承認が1件、条例制定等が9件、そのほかの議案が11件、平成26年度補正予算が6件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成26年9月5日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月5日に第3回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において松島町営住宅条例の一部改正、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議

いただき、承認をいただきました。

9月8日には、議会全員協議会において、子ども・子育て支援法による事業等の運営基準を定める条例制定の概要について協議をさせていただきました。

9月15日には、第57回敬老会を開催し、77歳以上の方、2,386名をお祝いいたしました。

10月1日には、日本郵便株式会社の仙台東郵便局及び松島郵便局と高齢者等の見回り活動に関する協力及び道路等危険箇所発見時の対応に関する協定を締結いたしました。この協定の締結を機に、町民のさらなる安心で安全な生活を目指してまいります。

10月8日には、東日本大震災の復興に向け、長島復興副大臣が来町し復興事業について意見交換や事業現場を視察していただきました。

10月10日には、議会全員協議会において子ども・子育て支援新制度についてなどを報告、協議させていただきました。

10月16日から20日にかけて、韓国において第10回世界で最も美しい湾クラブ世界会議が開催され、世界へ向けて松島湾の取り組みをPRしてまいりました。

10月18日には、文化観光交流館において、利府松島商工会まつしま復興支援プレミアム商品券の発売開始式が行われ、限定2,500セットの商品券が即時完売となっております。

11月1日から2日にかけて、松島町文化観光交流祭が開催され、各種団体の作品展示や町民の方による民謡などが披露されたところでございます。

また、同月2日には、2014まつしま産業まつりが開催され、晴天にも恵まれ多くの方が来場し、町内産の地場産品が出展され、旬の松島の味覚を満喫しておりました。

11月4日には、第3回松島町議会臨時会を招集し、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、平成26年度一般会計補正予算などの議案をご審議いただき、承認をいただいたところでございます。

11月9日には、周辺住民などの参加のもと防災訓練を開催いたしました。今回の訓練は、東日本大震災での教訓を生かすため、松島高等学校を避難所として避難所開設などの講話や避難者輸送訓練などを行いました。

11月15日には、復興事業現地説明会を開催し、町民の皆さんに町の復興状況を実際に現地を確認していただいたところでございます。

11月25日から26日には、行政区長等の移動研修会を実施し、山形県中山町行政区長会と意見交換会などを行ってきたところでございます。

次に、要望等でございますが、10月7日に宮城県議会議長に対し、東北放射光施設の建設実現に関する要望外9件につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） これで、行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。9月25日、10月24日、11月25日に例月出納検査、12月9日に平成26年度定期監査と公の施設の指定管理者監査の報告をいただいております。

請願・陳情・意見書等の受理は5件であります。内容は記載のとおりであります。

請願・陳情・意見書等の処理であります。3件を処理しておりますので、内容は記載のとおりであります。

国、県に対する要望等ありますが、記載のとおり東北放射光施設の建設実現に関する要望の外3件をそれぞれ要望しております。

行政視察であります。10月10日に秋田県にかほ市議会、10月28日に岐阜県大垣市議会建設環境委員会と奈良県議会文教くらし委員会が来町しております。

会議等あります。9月5日の平成26年第3回松島町議会定例会を含め総件数80件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。11月1日にまつしま議会だより第120号を発行しております。議会広報発行対策特別委員の皆さんは大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。11月28日から29日の日程で、議会運営委員会が茨城県大洗町議会へ視察しております。

議員・委員派遣についてであります。9月13日に中山町議会議員との意見交換会のため委員6名を派遣しております。

10月8日の宮城県町村議会議長会新議員研修会に議員3名を派遣しており、10月23日から24日の日程で開催された宮城黒川地方町村議会議長会委員長研修会に議員4名を派遣しております。

また、11月7日の宮城県町村議会議長会広報研究会に議員4名を派遣しており、11月18日の宮城黒川地方町村議会議長会表彰式及び議員研修会に議員13名を派遣しております。

11月29日には宮城県議会主催地方創生セミナーが開催され、議員3名を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

なお、10月18日から11月22日までの間で議会報告会が開催されました。議員の皆さん、大変ご苦勞様でありました。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、9月定例会以降に開催されました一部事務組合議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会です。

以上で、一部事務組合の会議の議会報告を終わります。

日程第4 第1常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、第1常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題とします。

第1常任委員会で調査中の本町の6次産業化の推進については、平成26年12月定例会までが調査期限でしたが、同委員会から会議規則第45条第2項の規定によって、平成27年12月定例会まで調査期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。委員会の要求のとおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、第1常任委員会の所管事務調査期限を委員会の要求のとおり平成27年12月定例会まで延期することに決定しました。

日程第5 第1常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、第1常任委員会の所管事務調査中間報告について議題とします。

第1常任委員会から会議規則第46条第2項の規定によって、所管事務調査の中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、第1常任委員会から中間報告を受けるこ

とに決定しました。

高橋幸彦委員長の発言を許します。7番高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） それでは、第1常任委員会の所管事務調査の中間報告書を報告したいと思いをします。

1、調査事件。

本町の6次産業化の推進について。

2、調査期日、場所は平成26年4月21日月曜日302会議室、以下記載のとおりでございます。出席議員は、澁谷秀夫委員ほか5名、合計6名です。

調査内容。

当委員会は本町の6次産業化の推進についてを所管事務調査として調査を行ってきた。

まず、4月21日にこれまでの町の取り組みや今後の取り組みについて、町産業観光課から聞き取り調査を行った。その後、5月30日にJA仙台農産物直売所たなばたけ高砂店を視察し、庄子市場開発部長ほか2名から6次産業化の取り組み等について説明を受け、その後質疑応答方式による研修を行いました。

また、6月25日から27日まで6次産業化の先進地である岐阜県東白川村、輪之内町、大垣市を訪れ、それぞれの特色ある事例や現地視察等により担当者の説明を受けました。

5、所感。

当委員会が本町の6次産業化の推進についてを所管事務調査項目としたのは、第1回の委員会において、我が町の農業が農産物の価格下落や後継者難、遊休農地の拡大等により明るい未来はないのではないか。その対策として6次産業化を進めるべきであるとの理由で調査に取り組むことを委員全員が一致し決定いたしました。

現在まで我が町の6次産業化推進の中心となって取り組んできたJA仙台松島支店加工部会が、東日本大震災によりその活動拠点であった愛・らんど松島が解体され、活動休止状態にあります。これまでに町産業観光課、JA仙台との話し合いを受け、JA仙台松島支店並びにAコープ松島店の建て替えが進行する中で、現生協松島店を加工部会が使用する計画であるとの情報があり、設備の充実と施設活用が有効となるまでに町は積極的にかかわっていくべきであると感じております。

今後の課題と取り組みについてですが、現在までの調査からJA仙台松島支店とAコープ松島店の建て替えに伴いAコープと生協が協同店舗となり、現生協松島店をJA仙台が全施設借りる計画であります。このことにより、施設の中に加工部会の加工機械を設置する予定で

ありますが、その完成見通しが平成27年8月とのことであり、加工部会の活動が再開できるのがその後になるとのことです。

また、これまでの調査で我が町の加工施設はその生産量からいっても、少量多品種の加工場になり、これまで使用してきた機械が壊れているものもあることから、町当局が積極的にかかわり、当委員会も調査等を通じよりよい加工場となるよう一層支援していかなければならないと考えました。

このような調査状況を踏まえ、今後の課題、取り組みとして引き続き1年間延長し調査すべきとの結論に至って、中間報告となりました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 中間報告の説明がありました。

質疑があれば受けたいと思いますが、質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、第1常任委員会の所管事務調査中間報告についてを終わります。

日程第6 第2常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、第2常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

第2常任委員会から、介護保険制度についての報告を求めます。

後藤良郎委員長から報告を受けます。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、第2常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

1、調査事件。

介護保険制度について。

2、審査の期日、場所。

平成26年4月15日、火曜日、302会議室ほか記載のとおりであります。

3、出席委員。

小幡公雄議員ほか記載のとおりであります。

4、調査の概要。

高齢化の進展に伴い要介護者高齢者の増加、介護期間の長期化など介護ニーズはますます増加しております。また、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化しております。

一方、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳

以上となり、今後高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加すると見込まれております。

当委員会では、現在の第5期介護保険事業計画の検証と平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画への反映が必要であると捉え、調査を行うことといたしました。

初めに、本町の介護保険制度の現状について町の担当課から聞き取りを実施しました。それを受けて、サービスを身近な地域で利用できる地域密着型サービスに力を入れている石川県加賀市と重点事業の1つである認知症対策で認知症あんしんネットに取り組んでいる富山県小矢部市の両先進地を視察訪問いたしました。最終的には、これまでの調査内容を踏まえ、委員会として考えをまとめたものであります。

5、調査の内容。

松島町の介護保険制度の実態。

①1号被保険者数の推移。

被保険者数、平成20年度、4,594人、平成25年度、5,020人。

高齢化率、平成20年度、29.4%、平成25年度、33.4%。

②要介護認定者数の推移。

認定者数、平成20年度、601人、平成25年度、769人。

認定率、平成20年度、13.1%、平成25年度、15.3%。

③要介護認定の申請件数。

平成20年度、783人、平成25年度、913人。

次に、本町の介護保険事業の現状及び考え方について、健康長寿化高齢者支援班より説明を受けました。

①介護予防事業において認知症予防を重点的に実施するとあるが、現状はどのような状況であるか。

現在、認知症予防を目的とした教室を多数実施し、年々実施場所をふやしている。脳楽教室は年10回程度、1回当たり約20名、延べ173人が参加、元気塾は町内5カ所で7コース開催中、総計86名、年間で4,717人が参加。

なお、教室の参加者でこの1年に認定を受けたのは1名のみ。認定率は1.4%で、一般高齢者に比べると低くなっております。一般高齢者の新規認定率は5%程度。

②松島町における地域密着型サービスはどのようなものがあるか。

地域密着型サービスとしては認知症対応型生活介護、グループホーム桜の家、コスモス、認

知症対応型通所介護の入所や通所が上げられるが、原則住みなれた地域の方のサービスということであり、町内居住者が利用できるサービスである。

③松島はいかい高齢者SOSネットワークシステムの具体的な内容は。

認知症高齢者が行方不明になった場合、家族が地域包括支援センターに届け出をすると、本人の情報が協力機関、介護保険事業所、行政機関、公共機関、タクシー会社、JR、民生委員、商工会等にファクス送信され、それぞれの期間において業務の範囲内で行方不明高齢者の捜索に協力していただくことになっている。

原則本人の特徴などを事前に登録しておくが、不明になってからの届け出であっても対応が可能である。現在登録者は5名で、実働したことはない。模擬訓練については行っていない。

④地域包括ケアシステムの考え方及び方向性はどのようになっているのか。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう介護や医療、そして生活支援サービス、食事宅配や交通手段、低所得者用の住まいの確保等の環境を整え、加えて地域住民の相互扶助、助け合い機能を高めることで、住みやすい地域を構築していくことを目指すものである。

国では、2025年度までに各地域で地域包括ケアシステムを構築することを掲げており、今後当町でも住民への啓発や情報発信を積極的に行うとともに、第6期介護保険事業計画アンケート調査の結果を踏まえながらボランティアとの協働、高齢者の足の確保、低所得者用住宅整備などの課題に取り組むことになると考えている。これらについても、総務課、町民福祉課、企画調整課等の関係部署との連携が必要となる。

続いて、先進自治体の取り組みであります。

地域密着型サービスについて。石川県加賀市。

加賀市は、平成18年介護保険制度改正に伴う第3期介護保険事業計画から郊外への大規模施設は今後整備しないことにし、7つの生活圈域の中で入所系施設と地域密着型施設を計画的に整備することに方針の転換を図っている。自宅近くの住みなれた地域でサービスが利用できるように、少人数単位の介護を行う小規模事業所を整備し、市民以外は利用できないように方針を転換したのである。

計画を進めるに当たっては、事業者の協力も得て郊外の大規模施設を市街地のショッピングセンター跡地や教員住宅跡地、また観光旅館跡等に小規模施設に分割して移転。さらに、保育園や小学校の近くに定員15名のサテライト型居住施設を建設し、学童クラブと地域交流ルームを併設するなど、高齢者が要介護状態になっても地域や家族と離れずに暮らすための支

援を行うとともに、地域のさまざまな人たちが集える場所として提供している。小規模多機能拠点と地域交流拠点、介護予防拠点を併設するため2つの国庫補助金を利用する等、平成26年4月時点において市内の12カ所に整備しております。

次に、認知症あんしんネットについて。認知症地域支援事業。富山県小矢部市。

小矢部市は、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指している。そのビジョンを達成するために、地域づくり、人づくり、ネットワークを核とした事業を展開し、事業相互に連携をしながら進めている。

まず、認知症に対し理解者、支援者をふやす試みとして平成20年3月から平成26年6月までの間に193回、7,455人に認知症サポーター要請出前講座を実施している。出前講座は多様な機会を捉え、地域、職場、学校、行政などさまざまな団体ごとに行われているのが特徴である。

見守りネットワークについては、226事業所が見守り協力の登録を行っている。見守りネットワークの利用に当たっては、徘徊の可能性のある方の情報をあらかじめ登録する事前登録制ではなく、利用時に地域包括支援センターに申請することで、登録事業者にファクスで連絡がなされ検索協力や情報提供をお願いする体制であり、誰でも利用できる。また、徘徊見守りの模擬訓練が年1回行われており、声かけや保護を体験するとともにスムーズに情報の伝達が行われているか確認ができる。

6、まとめであります。

段階の世代が75歳以上になる2025年には介護を必要とする後期高齢者が増加するので、在宅をいかに充実させていくかが課題であると考えます。そのことから、通いを中心に泊まることもできる小規模多機能施設を町内にバランスよく充実させるべきである。

また、高齢者の就労は生きがいの1つであり、収入確保の手段でもある。段階世代が高齢者世代へ仲間入りしていく中で、シルバー人材センターは超高齢社会のセーフティネットとしての役割が期待されると考える。就労等について関係機関と協議すべきである。

そのような中で、本町は高齢化率33%を超え、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれ、地域包括支援センターの役割範囲はさらに広く重くなると考える。高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定に当たっては、介護保険法の目指す地域密着型サービスの充実のため、地域包括支援センターを中心とするサービスを一体に受けられる地域包括ケアシステムの充実が重要視されるべきと考える。

単に健康長寿課の問題として捉えるだけでなく、町長を先頭に総務課や町民福祉課及び環

境防災班と役場が一体となり、さらに行政区、民生児童委員、ボランティア等、住民や介護サービス事業者、警察署、消防署、商工会、社会福祉協議会等、各種団体が一丸となって参画する地域包括ケアシステム体制の充実が強く望まれる。これらを踏まえ、当委員会として町当局に対し、以下について要望する。

松島町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に関する要望。

介護保険制度全般について。

法の目指す地域密着型サービスの充実のため、地域包括支援センターを中心とするサービスを一体的に受けられる地域包括ケアシステムの充実が重要である。町、関係機関及び各種団体等が一体となって参画する体制を望む。

介護保険料の値上がりは避けられない状況であり、利用者の負担がますます重くなることから必要なサービス抑制が進むことになる。計画に公助が必要であることを明確にし、国に国庫負担額の増額を求める内容を盛り込むことを望む。

新制度への移行により、介護サービス内容が低下しないように実施すること並びに利用者の負担がふえないようにすること。

特別養護老人ホームについて。

特別養護老人ホームは常に満床の状態であり、多くの人たちが施設に入所したくても入所できない状況である。今後も待機者が増加する傾向にあることから、特別養護老人ホームの増設を望む。

施設によっては介護職員の不足から、ベッドのあきがあるにもかかわらず待機者を受け入れられない状況もあるので、介護人材確保のための方策を望む。

地域密着型サービスについて。

介護給付や予防給付を身近な地域で受けることができるよう、日常生活圏域にバランスよく小規模多機能施設を整備することを望む。

新介護保険制度は、住みなれた地域で生活していくことを重点に置いた制度であるため、自宅等で安心して生活ができるよう在宅医療、訪問介護、定期巡回等の24時間体制の構築を望む。

特別養護老人ホームの入居条件が厳しくなること、要支援者の多くが新総合事業に移行される可能性があることから在宅サービスの充実が求められるため、町は高齢者が必要なサービスを十分受けられる供給体制を事業者や地域ボランティアとともに構築し、その方針を町として示すこと。

地域密着型サービス施設の整備については、既存建物を改修し再利用するなど創意工夫をしながら効率的な整備をすることを望む。

新総合事業に向けて。

要支援サービスの新総合事業への移行については、市町村が条例で2017年3月まで実施延期が可能であるため、拙速な移行はせず、十分な準備、検討を行うこと。

総合事業は町の責任で行う必要があることから、サービス提供に必要なかつ十分な予算を確保すること。

認知症支援対策について。

住民に認知症の正しい理解を求めため、認知症サポーター養成講座を各地域や団体、職場などを対象に実施すること。

認知症サポーター養成講座の普及のためにも、講師役、キャラバンメイトの要請を図ること。

認知症に不安を抱える住民、本人、家族などの相談窓口を充実すること。

地域住民等の共助推進も含めた見守りネットワークの強化と充実を図ること。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、第2常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第7 陳情第2号 知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、陳情第2号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成26年第3回定例会に陳情が提出され、第2常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

第2常任委員会陳情の審査の報告をさせていただきます。

1、件名。

陳情第2号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情。

2、審査の期日、場所。

平成26年9月30日、火曜日、302会議室ほか記載のとおりであります。

3、出席委員であります。

小幡公雄委員ほか記載のとおりであります。

4、出席を求めた者。

陳情者、社会福祉法人あしたば福社会あすなる、理事長■■■■氏、理事■■■■氏、理事兼施設長■■■■氏。

5、採決の結果。

採択すべきものであります。

6、審査の概要。

平成26年9月5日、当委員会に付託された陳情第2号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情に関する審査の概要は、次のとおりであります。

当委員会では、審査を行うに当たって陳情者に参考人として出席を求め、陳情の趣旨及び内容について説明を受け、その後に意見交換を行ったところであります

平成26年2月、障害者の生活条件を改善するための国際協力が必要であると規定した国連障害者権利条約が批准された。これを機に障害者福祉が前進することを希望している。仙台都市圏東部地域には、支援度の高い障害者をサポートする生活介護事業所として5施設、定員81名があるものの、県立利府支援学校の卒業者を迎え入れる施設が不足し、安心できる居場所づくりが喫緊の課題となっている。

そこで、2市3町で20名規模の通所施設を平成28年4月までに開所すべく準備を進めている。当地区の障害者支援のあり方を議論している宮城東部地域自立支援協議会においても、この早期実施に期待を寄せられている。

しかし、支援度の高い利用者を迎え入れるには、相応の施設整備と人員配置が必要であり、公的支援が望まれる。ついては、知的障害者福祉施設の整備に対する補助事業の採択を含め、さらなる財政支援を求める意見書を国及び宮城県に対して提出してほしいというのが陳情の趣旨である。

参考人からの説明並びに審査会における各委員の主な意見は次のとおりであります。

参考人の説明。

利府支援学校の生徒の新たな現場実習先を開設してほしいという節実な願いが学校やPTA等からある。

塩釜圏域において、生活介護で窮状を救ってほしいという家族の声が多く寄せられている。

重度障害者の施設は建設費、運営費とも高コストである。民間参入の壁になっているので、

備品整備等への財政支援を望む。

親亡き後の不安をなくすため、入所型の生活の場が求められている。

これを受け、委員の意見は次のとおりであります。

知的障害者の生活通所施設の絶対数が不足している。

知的障害者福祉施設整備に対する国庫補助金制度の拡充が必要である。

障害者総合支援法は応益負担である。

まとめです。

あすなろは、昭和57年塩竈市で塩釜あすなろホームとしてスタートして以来、今日まで塩釜圏域の知的障害者の受け皿として運営されてきた。このたび、本町出身の生徒も含めた今後の利府支援学校在校生の卒業後における生活の場が懸念される中での通所施設増設についての陳情であり、趣旨は十分理解できるものである。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決せられた。

以上であります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第2号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める陳情については採択することに決定されました。

日程第8 請願第1号 「集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、請願第1号「集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） 朗読いたします。

請願第1号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願について。

請願者、塩竈市錦町17-6、塩釜地方労働組合総連合、議長東海林昌利、多賀城市城南二丁目16-5、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟塩釜支部、支部長相原君雄、松島町磯崎字割波二1-8、松島町「九条」の会、名雪英三。

紹介議員、松島町議会議員、今野 章。

請願の趣旨。

安倍内閣は7月1日、集団的自衛権の行使容認を閣議決定において決定しました。本閣議決定は、日本の武力攻撃がなくても我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃があれば、自衛隊による武力行使を可能にし、武器使用についても制限を撤廃しました。このままでは武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかです。

憲法前文と第9条が規定している恒久平和主義と平和的生存権の保障は、憲法の基本原理です。それを国民投票を含めた憲法改正手続もなく軽々に変更し、あるいは法律を制定する方法でこれを根本的に変更することは、政府や立法府を憲法による制約のもとに置こうとした立憲主義の基本に反します。また、憲法改正は、主権者である国民に委ねられた重大な権利であることから、本閣議決定による解釈改憲は重大な国民への主権侵害と言えるものです。

よって、政府においては、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回し、関連法の立法措置を行わないよう求める意見書を国に提出されるよう請願いたします。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番、今野でございます。

ただいま集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことを求める請願について、局長からその請願の趣旨の要旨について朗読をいただいたわけでありまして、ほぼその内容に尽きるわけでございますけれども、再度私から簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま読み上げにありましたように、政府、安倍内閣におきましては、7月1日に集団的自衛権の行使容認の閣議決定を行ったところでございます。

集団的自衛権の行使容認ということは、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず他国のために戦争をするということの意味していることとなります。これは、戦争放棄、戦力不

保持、交戦権否認をうたう憲法9条のもとで、これまでの歴代の自民党政権も認められないとしてきたことを大転換させ、戦争をしない平和国家としての日本の国のあり方、これを大きく転換させる内容と言えると思います。

この閣議決定は、日本への武力行使がなくても我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃があれば、自衛隊による武力行使を可能としたものであります。武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないというこれまでの2つの歯どめを外して、自衛隊の後方支援を戦闘地域にまで拡大をして、武器の使用についても制限を撤廃したところであります。

この状況で武装した自衛隊が戦闘地域に出向いていくなれば、即戦闘行為に巻き込まれていくことは必定ではないかと考えるところでございます。他国の戦争に日本が巻き込まれるのではないかとこの懸念を払拭することができないというのが、今の現状ではないかと思えます。

憲法前文と第9条が規定しております恒久平和主義と平和的生存権の保障というのは、憲法の基本原理であります。それを国民投票を含めた憲法改正の手続をすることもなく、軽々しく変更し、あるいは法律を制定するという方法でこれを根本的に変更するということは、憲法を最高法規と定め、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課すことで政府や立法府を憲法による制約のもとに置こうとした、いわゆる立憲主義の基本に反するものではないかと考えます。

また、憲法改正は、主権者である国民に委ねられた大きな重大な権利であり、その意味においても、この閣議決定による解釈改憲は重大な国民への主権侵害ということが言えるものではないかと思えます。

憲法第9条のもとで戦争ができる国にするということは、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した日本国憲法の平和主義を根本から否定するものであります。立憲主義を踏みにじり、時の一首相、一内閣が戦争をしないと誓った日本の国のあり方を勝手につくりかえることなど、とても許されることではないと考えるものであります。

したがって、政府においてはこのような集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回して、関連法の立法措置を行わないよう強く求める内容の請願となっているところでございます。

参考の資料といたしまして、1つ、平和観についての世論調査2014年、単純集計結果、NHK世論調査という参考資料、それから2つ目に日本弁護士会会長声明文、3つ目に日刊ゲン

ダイに掲載をされました元内閣法制局長官坂田雅裕氏のインタビュー記事、4つ目に月刊誌「世界」7月号に掲載をされました元自民党幹事長古賀 誠氏のインタビュー記事、5つ目に月刊誌「世界」9月号に掲載をされました学習院大学大学院教授、憲法学、青木未帆氏、6点目、創価学会広報室コメントの「集団的自衛権」についての見解全文、7つ目に自民党幹事長加藤紘一氏、元内閣官房長官武村正義氏、元財務相藤井裕久氏、慶応大学名誉教授小林 節氏などの発言が掲載をされましたしんぶん赤旗日曜版、これらを参考資料として添付をさせていただきますので、各議員におかれましては、熟読をしていただき、賢明なる判断のもとに請願の採択をしていただきますようお願いをいたしまして、紹介議員からの説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 紹介議員の説明が終わりました。

では、これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。請願第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 報告第11号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、報告第11号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 報告第11号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を申し上げます。

平成26年9月17日、午後1時18分ごろ、財務課所属の嘱託職員が徴収専用車両を運転しながら集金業務に従事中、給油のため松島町高城字明神四25番地の1に所在するガソリンスタンドに立ち寄り、給油後に次の訪問先に向かうため同スタンドから国道45号線の下り車線に入ろうとした際、上り車線にはみ出し、直進してきた相手方の普通自動車と接触し、当該車両

を破損させ損害を与えたものであります。

これに関して、車両修理費として相手方に対し損害賠償額18万2,435円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成26年11月12日専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。
5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

対物だけの明細のようなので対人はないと理解しますが、余りにも何かここ1年で件数が多いと思われま。前にも何か指摘はあったかと思えますけれども、そういうことが起きないように対策を今まで立てておられたかと思えますけれども、あればお示しをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 職務代理。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） それでは、松島町としては安全運転管理者ということで、役場内、事業所、例えば保健福祉センターの管理者ということで講習を受けて、所管が財務課ということでいろいろな毎月広報、研修会とかをしていますけれども、詳細については財務課長から答弁いたします。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、再度事故を起こしたことをおわび申し上げます。

それで、質問のまず人身事故ですけれども、人身事故には至っておりません。

それから、対策ですけれども、今副町長が言ったことと重複するかもしれませんが、まず最初は、事故を起こした方々に疑似体験運転ということで簡易な検査方式の体験をしていただいて、交通安全を認識していただくということをやっております。それから、機会を捉えて課長会議等で声がけをしてくれというお話、そのような自己啓発的な、自己意識ですか、それを高めるようなことはやっております。

今年度から、昨年度事故が多かったということがありましたので、私たちがお話しするよりも警察の方が来てお話をしたほうが、より職員は交通安全に対する意識が高まるだろうということで、今年度は10月29日と10月30日、参加者は臨時職員さんも含めまして約160名を超える参加者でそのような研修を行っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 5番後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 今答弁をいただきました。それにしても、なかなか故意に起こすわけで

はないので、お互いに事故は起きたらしようがないんでしょうけれども、それにしても何か多いような気がします。それで、今疑似体験とかいろいろ啓発とかと話がありますが、あの場所は確かカーブですよね。とても事故の起こることが予想される場所でありませけれども、それにしても対策を立てた割には何かそういう成果に結びついていないように感じますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 今議員さんもおっしゃったとおり、運転者の自覚とテクニックですかね、それに頼らざるを得ないところがあります。

それで、私たちとしては、やはりその辺を常日ごろから意識してもらいたいということでこのような研修も始めたんですけれども、ただ事故、去年はたしか保険の請求は11件ありました。ただ、そのうち3件は当方に全く瑕疵のない事故で実質8件です。今年度に入りまして、まだ今のところは1件でございます。ですから、それなりに結果は徐々にですけれども出てきているのかなと。ただ、何分にも相手方の状況とかいろいろなこともありますので、件数だけでその成果が出ているか出していないかということは、ちょっと私としても判断しづらいところはありますけれども、なお一層啓発には努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認め、報告を終わります。

ここで、休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第10 議案第113号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度松島町一般会計補正予算（第6号））

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第113号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第113号平成26年度松島町一般会計補正予算（第

6号)につきまして、平成26年11月21日で専決処分をさせていただきましたのでご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、11月21日の衆議院解散により緊急を余儀なくされたことに伴う投開票経費及び投票所入場券等の準備諸経費について専決したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 質疑というほどじゃないんですけども、選挙のことなので選挙の掲示板をどうせ金を使って立てるのであればきちっとした掲示板を立てるように、へんてこりんな掲示板が見られたりしておりますので、注意していただくようお願いしたいなと思ってお話しさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） ポスター掲示板ですか。ちょっと具体的に言ってもらわないと、こっちも答弁できないと思います。

○6番（小幡公雄君） 場所はどこでしたかわかりませんが、こういうふうに立てますよね。サイドの棒がちぐはぐになっておって、この看板が少し曲がっているとかね。どうせ立てるのであれば、きちっとやっていただくように注意を促していただければなど。今ふっと気づきましたので、質問というほどじゃないですけども、よろしく願いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷選挙事務局長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 済みません。声、風邪引いていて済みません。

後ほど場所を教えてくださいと思いますが、今回6名のポスターを張れるようにつくっております。多分その足の部分なのかなという気がしますので、ちょっと後ほど場所を教えてくださいまして確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第113号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第113号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。
-

日程第11 議員提案第8号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）

- 議長（櫻井公一君） 日程第11、議員提案第8号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

- 1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

議員提案第8号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提出理由の説明を申し上げます。

民間事業者における賃金引き上げの動向を反映して、民間給与が国家公務員給与を上回り、また特別給についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して民間が公務を上回ったことに伴い、人事院勧告で国家公務員の月例給、ボーナスともに7年振りの引き上げの給与勧告となっております。

このような社会情勢に鑑み、松島町議会議員の期末手当を0.15カ月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

- 議長（櫻井公一君） 議案について提出者からの説明が終わりました。
-

日程第12 議案第114号 松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）

- 議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第114号松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

- 町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第114号松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、松島パノラマハウスを復興まちづくり支援施設として設置し管理することについて定めており、住民や来訪者等の安全確保、地域活力の復興に向けて

施設の整備を行っております。整備完了後は、災害時においては避難施設として避難者が安全・安心に利用でき、かつ利用する上での施設の利便性の向上を図るため、また平常時の施設を有効に利用し地域の活動、交流等を促進し、町民文化の振興と地域の活性化を図るため、松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長兼観光班長（阿部礼子君） それでは、説明資料をごらんいただきたいと思います。

施設につきましては、多目的スペース、地域交流スペースと飲食の場を提供できるスペースとして活用を図ってまいりたいと思っております。

第1条から第13条の条立てとしております。

第1条につきましては、災害時と平時の施設の活用を定めております。

第2条につきましては、松島パノラマハウスとしての位置づけをしております。

第3条、第4条につきましては、休館日、開館時間を定めております。

第5条から第9条につきましては、1階多目的スペースの使用について定めております。

別表で使用料を1時間1,000円と設定しております。

第10条、第11条につきましては、施設内での制限等について定めたものでございます。

震災後整備された松島パノラマハウスを有効に利用し、町民、観光客の交流の場として、また地域活動の促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第115号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第115号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第115号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬見直しについ

て、平成25年度より検討し、社会、経済状況の変化や各非常勤特別職の勤務内容等を鑑みながら報酬の額の見直しをしたものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、皆さんの手元にあります資料に基づきまして説明させていただきます。一番最後のページ、A3判の資料により説明させていただきます。あわせて条例に関する説明資料により説明します。

まず、平成27年度の報酬の見直し案であります。今回は、種別といたしまして、行政区長の1番から8番までの環境美化推進委員までのところであります。この特別職につきましては、議会の推薦、同意等を要する委員の皆さんもあります。これらにつきましては、今後見直しも検討していきたいと考えております。そのほかに各委員会の日額に対する報酬、これは現状のままで当分進めさせていただきたいと考えております。

それでは、見直し案について説明申し上げます。

まず、行政区長、それから副区長、行政員につきましては、これらについては前に議員の懇談会で皆さんとパーセントで数字のことについてはお話しさせていただきましたけれども、今回は数字でということで説明させていただきます。

まず、表の見方といたしましては、現行A、これは平成26年度の現在の状況であります。例えば行政区長であれば年額で16万2,300円、今回の見直し案Bになります。これは27年度以降になります。年収で24万円となります。1カ月2万円という形になるかと思えます。そして、BマイナスAということで右端が比較増減と見ていただければと思えます。今回、行政区長、副区長及び行政員につきましては、全体で大体17.6%の引き上げという形になっております。

なお、今回の1番から8番までであるわけですが、行政区長さん等初め、各行政であれば代表者の方、あるいは副代表者の方と1回、あるいは2回ほど打ち合わせをさせていただきました。金額についての打ち合わせではなく、どのような考え方、どのような方向にしてほしいとかそういう内容的なことで、要望も含めてお話をさせていただいた結果であります。

次に、4番目の消防団でありますけれども、消防団につきましては、新たに機関員、それから団員を設けさせていただきました。この団員につきましては、一般質問でも議会からありま

した特別交付税の関係もありますので団員も見るようにというお話があり、それを踏まえて団員についても報酬であります。

なお、機関員については、消防団と2回ほど団長含め副団長と打ち合わせをしたときに、下のほうに技術手当ということで年額5,000円あるわけですが、そうではなく機関員ということで同じような年収の形にさせていただければというお話がありました。その辺を鑑みまして新たに設けております。おのおの団長初め、副団等々増額をしております。

それで、一番最後になります。消防団全体で424万1,500円ほど増額となっております。これは、先ほど言いました機関員60名ほどいます。これを新たに報酬として見た。これは、各団、1分団から6分団あるわけですが、12人ほどおります。その方。それから団員、26年度分でございますと92名、この分の団員を新たに報酬として見たことによる増であります。

続きまして、分館長、これにつきましても今の業務内容から増額をしております。

それから、6番目の消費生活相談員、現在は月額で3万3,400円になります。これは1カ月に8日間出勤していただいております。1日が7.75時間、単価で見直しますと539円になります。ですから、これは最低賃金をちょっと下回っているということもありましたので、今回賃金を900円ということで見直しをさせていただいております。

次に、交通安全指導員であります。ここについては、松島町は観光のところでもあります。その指導員をお願いをするところが多々あるということもありまして、今回パーセント的に大幅な見直しをさせていただいております。出勤1日につきですが、指導隊員とお話しをさせていただいた段階で、出勤の手当ですが、今までは3時間以内は2,000円、3時間を超せば4,000円ということで、一律同じだったのを時間的な区分けにさせていただきたいと。6時間を超すということになれば、年間、お祭りとかそういう限られた分野になりますが、そういうことにさせていただきたいということもありまして、その辺を鑑みさせていただきました。

なお、同じように環境美化推進員についても、増額をしております。

それから、このA3判の表の一手前のページでありますけれども、選挙管理での選挙長、それから投票管理者でありますけれども、今まではこのところを法律名国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律ということで文言をしておきましたけれども、今回金額で日額になりますけれども表示をさせていただきました。法律に基づいております金額について、それについては変更はございません。法律か日額で表示するかということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第116号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（
提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第116号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第116号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成26年8月7日に出された人事院勧告に鑑み、町長等に支給する期末手当の引き上げを行い、支給率については国の指定職と同様の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、説明申し上げます。

内容的には、先ほど議員提案にありましたのとほぼ同じになりますが、まず条例に関する説明資料により説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、町長等の期末手当の支給率、これについて26年の12月1日適用になりますが、このところを0.15月改正するものです。この期末手当につきましては、6月につきましてはもう支給しているということがありますので、12月で0.15月を増額、改正する内容になっております。

なお、次の下、第2条、第3条になりますけれども、今度は27年4月1日以降、これにつきましては、改正の0.15月は変わりませんが、27年度以降については6月と12月の支給にこれらを0.075月を案分してやると、分けるという形の改正内容になります。

なお、今回のこの改正によりまして、町長、副町長の額としては22万7,000円ほどが影響額といえますか、という形になります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第117号 松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第117号松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第117号松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に鑑み、教育長に支給する期末手当の引き上げを行い、支給率については国の指定職と同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第118号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第118号職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第118号職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に鑑み、一般職の職員等に支給する給料及び勤勉手当、自動車使用者に係る通勤手当の引き上げ等に係る措置について、国の一般職と同様の改正及び地域手当の級地区分、支給割合の見直しによる改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、皆さんの手元にあります条例に関する説明資料に基づきまして順次説明をしていきたいと思っております。

大きく今回は2つの条分けをしております。

第1条については交付の日からということで26年4月1日以後適用のもの、2条関係は27年の4月1日以降の施行ということで大きく見ていただければと思います。

まず最初であります。第10条の4第2項であります。通勤手当であります。先ほど提案の副町長からもありましたけれども、今回は通勤手当の見直しがされております。それで、自動車等で使用する場合、記載のイからワまでの13区分に分かれておりますが、今回はロからワまでの12区分について最低が100円から7,100円までの改定額となっております。

なお、松島町ではこの車による通勤手当が全員で95名ほどおりますが、そのうち今回の改正によります該当になる方は今の段階で74名となっております。影響額については、約81万5,000円ほどになります。

次のページをお開き願います。

第18条ということで、勤勉手当の支給率であります。これにつきましても、先ほど町長等のことでも触れましたが、同様に一般職員につきましても、勤勉手当について0.15月改正するものであり、引き上げるものであります。26年の12月1日でありますけれども、6月分については支給しておりますので、この0.15月を12月の支給にということであります。

次に、再任用の職員につきましても、同様に0.05月の引き上げになっております。

次に、附則の第31項であります。職務の級が6級で55歳を超える職員の勤務手当の支給率、これは今松島町では1名であります。6級、総務課長だけであります。ここも同様に先ほどの勤勉手当のところの支給率がありますが、同じようにここでは減額する率について算出しております。改正後の率が変わっておりますので、ここで改めて減額する計算をし直しております。

次のページに行きます。

第2条関係で27年の4月1日施行の部分であります。第10条の2、地域手当の給分の区分けについては、松島町は結論的には該当はしておりません。今までは2級地でありましたが、今回の改正で7級地に改正になるというものであります。

次に、第18条であります。勤勉手当の支給率、これも同様に来年の4月1日以降につきましては、0.15月を6月と12月におのおの振り分けるという内容であります。変わらないということであります。再任用の職員についても同様であります。

済みません。ちょっと1つ、ほろって済みません。前のページの別表一番下、別表第1というのがちょっと済みません、説明をほろけてしまいました。申しわけありません。

給料表の改正が26年の4月1日適用ということで、平均改正率が0.3%ほど引き上げということで改正しております。

次のページになります。

附則の第28条であります。職務の級が6級で55歳を超える職員に支給する給料等の特別措置のところですか。今これはマイナス1.5%減額しておりますが、今の文言では当分の間という言い方をしておりますが、このところを平成30年3月31日までと改めるものであります。

同じく附則の第31条、これも職務の級が6級で55歳を超える職員の勤勉手当、これにつきましても、先ほどの勤勉手当の改正に伴いまして減額率を計算するものであります。

それから、一番下、別表の同じく第1ということで、行政職給料表の改正、今回は平均で2%ほど引き下げると、4月1日以降引き下げるという内容であります。

次のページをお開き願います。

附則関係であります。附則第6項、給料の切りかえに伴う経過措置ということで、今給料、第1表同士で26年12月、それから4月1日以降ということで給料表の改定、引き下げになったということがあります。これに伴いまして、改正、切りかえに伴いまして前の給料が達していないということが起きた場合の取り扱いになります。このところは現給保障ということで3年間するというものであります。

なお、参考であります。大体この現給保障3年でありますと80万2,000円ぐらいになります。

附則の第9項になります。これは、平成27年1月、昇給になるわけですがけれども、このところ、通常ですと55歳以下の方については、町長であれば4号俸上がるわけですがけれども、3号俸ということで1号俸抑制をするという形になります。これで、大体影響額としては21万3,000円ほどになります。そして、55歳以下の職員が今は146名ほどいらっしゃいます。単純に平均で割りますと大体1,460円ぐらい、1,500円弱ぐらいが1号俸によって減額になるという内容であります。

それから、先ほどちょっと説明漏れて済みません。第1条関係で各給料関係改正しておりますので、影響額をちょっと述べさせていただきたいと思っております。

給料でいきますと187万3,000円ほど増になります。0.3%引き上げることにあります。勤勉手当も改正しております。これでいきますと808万円ほど増になります。通勤手当では81万5,000円ほど、そのほか共済、退職手当とこれも並行して動きますので、合わせまして1,343万円ほど増額になるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第119号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第119号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第119号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、復興交付金事業として整備を進めておりました児童公園の工事が完了見込みとなりましたので、町民の施設として供用開始をするため条例に追加し、また震災により使用できなくなった児童公園を削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第120号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第120号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第120号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、子供の医療費助成についてこれまで通院の助成対象者を6歳までにしておりましたが、15歳まで引き上げ子供の医療機会を確保し、子育て世帯の経済的な安定を図るため一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第121号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説

明)

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第121号松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第121号松島町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布され、平成27年1月1日施行されることによる改正であります。

改正内容は、出産育児一時金額を39万円から40万4,000円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第122号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第122号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第122号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町消防団員における報酬の額の見直しに伴い、班長以上の団員に限定していた報酬を全ての団員にも支給するものであります。

また、団員のうち機関員にも報酬を支給することから、これまで支給していた技術手当を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回の内容ですけれども、先ほど議案第115号で提案させていただきました特別職の非常勤の報酬等とこの内容と関連するものでありまして、団員以上の方を報酬で改正するという事で、前までは班長以上だったということがありますので、今回この文言を改めるものであります。以

上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第123号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について（
提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第123号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第123号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称を変更したことに伴い、規約第12条第1項第2号に規定する財団法人宮城県市町村振興協会について同様の変更を行うもので、地方自治法第286条第2項の規定に基づき関係地方公共団体に協議を求められており、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第124号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について（提案
説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第124号災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第124号災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について提案理由を申し上げます。

平成23年度の東日本大震災において発生した災害廃棄物処理の処理について、宮城県に委託した災害廃棄物の処理の事務の委託を宮城県内の処理が完了したため、平成27年3月31日をもって事務の委託をした県内13市町と協議を行い廃止する手続を行うものです。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第125号 市町の境界変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第125号市町の境界変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第125号市町の境界変更について提案理由を申し上げます。

宮城県営土地改良事業として下志田地区の圃場整備が施工されたことに伴い、従来の地形が変更され境界が不明確となりましたので、両市町の境界を整理後の区画に合わせて変更することにより、合理的にしようとするものであります。

これにより、松島町から大崎市に、また大崎市から松島町にそれぞれ編入される土地が生じることになります。両市町とも編入面積はそれぞれ5,872.61平方メートルであり、同じ面積であります。

地方自治法第7条第1項の規定により、大崎市と宮城郡松島町との境界を変更することを宮城県知事に申請するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第126号 境界変更に伴う財産処分の協議について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第126号境界変更に伴う財産処分の協議について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第126号境界変更に伴う財産処分の協議について提案理由を申し上げます。

境界変更に伴い、松島町が所有している財産及び大崎市が所有している財産がそれぞれ編入されることから、財産処分の協議を行うものであります。これにより、それぞれ5,872.61平方メートルの編入面積のうち、大崎市が所有する214.13平方メートルの土地が松島町の所有となり、また松島町が所有する1,316.43平方メートルの土地が大崎市の所有となります。

地方自治法第7条第5項の規定により、境界変更に伴う財産処分を大崎市と協議するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第127号 町道の路線認定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第127号町道の路線認定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第127号町道の路線認定について提案理由を申し上げます。

今回の町道路線認定につきましては、避難道路としての位置づけの中で、新規に1路線を町道認定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

路線名につきましては、町道東浜2号線でございます。路線のルートにつきましては、起点が高城川右岸側の町道普賢堂道珍浜線となりまして、東浜の避難場所を通り、マミーホームの前、ホテルニュー小松館の前を通り、終点がホテル海風土の入り口の町道東浜線でございます。

起終点の地番につきましては、起点から終点に向かって左側の地番を表示いたしますが、起点につきましては左側が高城川となりますので、右側の地番である松島字東浜11-1としております。終点につきましては、左側の松島字東浜6-1としております。

全体の延長につきましては、584メートルでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第128号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町長松園デイサービスセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第128号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

- 町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第128号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町長松園デイサービスセンターにつきましては、現在社会福祉法人千賀の浦福社会により運営され、利用者は通所介護計画に基づき住みなれた地域で日常生活を営むことができております。

隣接する特別養護老人ホーム、松島長松苑及び松島長松園居宅介護支援事業所と一体となりサービスの提供が行われるという利点と施設の機能、性質等を考慮し、松島町公の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条ただし書きにより公募はせず、社会福祉法人千賀の浦福社会のみとしております。

町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、社会福祉法人千賀の浦福社会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年間としております。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第129号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町健康館デイサービスセンター】

- 議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第129号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

- 町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第129号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町健康館デイサービスセンターにつきましては、現在社会福祉法人松島町社会福祉協議会により運営され、利用者は通所介護計画に基づき住みなれた地域で日常生活を営むことができております。

訪問介護や地域福祉事業との連携を図りサービスの提供が行われるという利点等、施設の機能、性質等を考慮し、松島町公の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条ただし書きに

より公募はせず、社会福祉法人松島町社会福祉協議会のみとしております。

町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、社会福祉法人松島町社会福祉協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年間としております。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案第130号 指定管理者の指定について（提案説明）【品井沼農村環境改善センター】

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第130号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第130号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

品井沼農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例に基づき指定管理者を公募したところ、1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、社会福祉法人松の実福社会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年間としております。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第29 議案第131号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島駅前駐輪場】

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第131号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

- 町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第131号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町自転車等駐車場条例に基づき指定管理者の公募をしたところ、1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年としております。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。
-

日程第30 議案第132号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町野外活動センター】

- 議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第132号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

- 町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第132号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例に基づき指定管理者を公募したところ、1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としております。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。
-

日程第31 議案第133号 工事請負契約の変更について（提案説明）【松島町児

童館建設工事】

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第133号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第133号工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成26年6月16日定例会で請負契約の締結の議決をいただきました松島町児童館建設工事について、工事内容を検討した結果、遊戯室及びホール部分の空調設備及び照明灯を増工することとし、変更するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）再開を13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第32 議案第134号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第134号平成26年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第134号平成26年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に鑑みた給与の改定及び病気休職者等に伴う人件費並びに平成26年11月25日付で第10回配分可能額通知のありました東日本大震災復興交付金事業等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

1 款議会費 1 項 1 目議会費につきましては、人事院勧告に鑑み議員期末手当等を補正するものであり、2 款総務費 1 項 17 目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成 26 年 11 月 25 日付第 10 回配分可能額通知のありました 10 の事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

8 ページにわたりますが、18 目復興推進費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として、松島運動公園備蓄倉庫建設用地の測量等業務及び松島フットボールセンター外 1 カ所の備蓄倉庫建設に係る施工管理業務並びに松島フットボールセンター石田沢地区に整備する耐震性貯水槽整備工事費を補正するものであり、また第 10 回配分可能額通知のありました西行戻しの松公園防災器具倉庫等建設工事、石田沢、三十刈避難場所整備工事、漁業集落防災機能強化工事等について補正するものであります。

2 項 2 目賦課徴収費につきましては、町税等賦課還付金の今後の還付見込み額を補正するものであります。

5 項 2 目指定統計費につきましては、平成 26 年経済センサス基礎調査及び平成 27 年国勢調査調査設定に係る市町村交付金の決定等に伴い精査し補正するものであります。

10 ページをお開き願います。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計の人件費について人事院勧告に鑑み補正するものであり、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

2 目障害者福祉費につきましては、生涯福祉自立支援推進委員会を当初 2 回で予定しておりましたが、生涯福祉計画の策定に当たり 2 市 3 町の関係機関及び家族会等で構成する協議会の中で調整する必要があることから、1 回分の報酬費を補正するものであり、心身障害者医療費助成事業につきましては、入院費用が伸び、当初見込んでいた助成費に不足が見込まれることから増額するものであります。また、平成 25 年度障害者自立支援給付費等の確定に伴う還付金について補正するものであります。

5 目介護保険対策費につきましては、介護保険システム改修業務及び介護保険特別会計の人件費について人事院勧告に鑑み補正するものであり、介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

2 項 2 目児童措置費につきましては、平成 25 年度児童手当の確定に伴う返還金について補正するものであります。6 目子育て支援事業費につきましては、子ども・子育て会議において審議する子ども・子育て支援計画の内容が多岐にわたることから、当初予定していた回数で

は不足することから2回分の報酬を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、今年度に集落営農法人化または法人化を予定している団体に対し、その法人化に際し必要となる経費を補助するために補正するものであります。

14ページをお開き願います。

3項2目水産業振興費につきましては、東日本大震災後の地盤沈下の影響により磯島の護岸に設置されている陸揚げ用クレーンについて、宮城県護岸復旧工事のおくれに伴いクレーンが使用できないことから、かき養殖再生事業として陸揚げ作業の補助員が必要なために補正するものであります。4目漁港建設費につきましては、東日本大震災復興交付金の第10回配分可能額通知のありました磯崎漁港漁具倉庫建設工事等について補正するものであります。

16ページをお開き願います。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金の第10回配分可能額通知のありました高城・磯崎地区避難道路整備事業として高城地区避難道路の枝線3カ所の道路用地を購入する経費を補正するものであります。

5項2目公共下水道事業につきましては、東日本大震災復興交付金の第10回配分可能額通知のありました松島地区外内水対策事業及び災害復旧事業並びに下水道事業特別会計の人件費について人事院勧告に鑑み補正するものであり、下水道事業特別会計繰出金を増額するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業等の一般財源負担金に対し措置される見込み額を補正するものであります。

15款国庫支出金2項6目東日本大震災復興交付金につきましては、平成26年11月25日付第10回配分交付可能額通知により補正するものであります。

16款県支出金2項2目民生費県補助金、5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明いたしました心身障害者医療費助成事業及び法人化支援事業補助金に対するものであります。

4ページをお開き願います。

3項1目総務費委託金につきましては、今年度の各統計調査委託金の確定に伴い補正するも

のであります。

19款繰入金1項3目介護保険特別……。 (「地震」の声あり)

○議長(櫻井公一君) ちょっと待ってください。記録をとめてください。

会議を再開いたします。職務代理者、続けてください。

○町長職務代理者副町長(高平功悦君) 4ページの19款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、平成25年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れするものであります。

2項3目震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました水産業振興補助金に対し繰り入れするものであります。4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました東日本大震災復興交付金事業に対し繰り入れするものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、平成25年度の宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金であり、過年度収入については、平成25年度の障害者自立支援給付費等の確定に伴い補正するものであります。また、戸籍総合システムリース、品井沼農村環境改善センター指定管理者業務、松島町野外活動センター指定管理者業務、学校給食調理等業務、根廻磯崎線道路築造事業、松島地区等復興まちづくり推進事業について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきまして担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井公一君) それでは、まずその説明に入ります前に先ほどの地震について、総務課長から報告。熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長(熊谷清一君) 先ほどの地震ですけれども、役場に設置してあります震度計で震度2ということでありまして。ただ、津波については今まだ情報が入ってきておりません。わかり次第、報告させていただきたいと思っております。

○議長(櫻井公一君) それでは、議案についての説明に入ります。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監(小松良一君) それでは、歳入15款2項6目東日本大震災復興交付金に関連いたしまして、松島町復興交付金事業に係る第10回配分の内容について説明をいたします。

資料1ページは、第10回申請において採択となり、事業費の配分を受けた事業の一覧でございます。2枚目のA3判の図面が配分事業の位置図となっております。

第10回申請については、平成26年10月15日に交付金計画書を提出し、平成26年11月25日付で交付可能額の通知を受けております。申請においては、資料1ページのナンバー1からナンバー8までの8事業を申請しました。ところが、交付可能額通知におきまして、ナンバー9、漁業集落復興効果促進事業とナンバー10、市街地復興効果促進事業の2事業が追加配分され、合わせて10事業に対し事業費12億7,807万4,000円、交付金にいたしまして9億7,858万1,000円が配分されたところでございます。

ナンバー1から3の避難場所整備3事業につきましては、造成及び建築に係る工事費、ナンバー4の高城・磯崎地区避難路整備事業につきましては、避難路5路線のうち4路線に係る用地購入費、ナンバー5の漁業集落防災機能強化事業につきましては、家屋、電柱の移転補償、用地購入費、かさ上げ及び道路工事等の工事費について配分を受けております。

ナンバー6の松島地区外内水対策事業につきましては、磯崎地区の遊漁センター前に整備予定の磯崎第2ポンプ場の詳細設計費について配分を受けております。

ナンバー7の磯崎漁港共同利用施設復興整備事業につきましては、漁具倉庫の建築工事費と建築施工管理費について配分を受けております。

ナンバー8、松島地区等復興まちづくり推進事業につきましては、平成27年度におけます復興交付金事業等の事業間調整などの総合マネジメント業務委託に係る調査設計費について配分を受けております。

ナンバー9、漁業集落復興効果促進事業につきましては、ナンバー5で説明いたしました漁業集落防災機能強化事業の事業費の20%が配分されたものでございます。

ナンバー10の市街地復興効果促進事業につきましては、今回制度変更がなされまして市街地整備事業の一括配分の対象事業に災害公営住宅整備事業が新たに追加となったことから、これまで配分を受けた災害公営住宅事業、これは第1回、第4回、第6回の事業費合計で15億7,462万円のこれに対します20%が一括配分されたものでございます。

対象事業につきましては、災害公営住宅整備事業に関連し効果のある事業が対象となりますが、具体の事業費等につきましては、今後検討しながら復興庁、国土交通省と使途協議を行い、同意を得て執行していくこととなります。

なお、次回第11回の申請時期は、年明けの平成27年1月予定とされております。

説明は以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、

主要事業説明資料を説明申し上げますが、その前段で先ほどの地震のことについてご報告します。

まず、震源地、宮城県沖ということであります。津波はなし、マグニチュードは4.4ということでした。以上報告いたします。

続きまして、主要事業について説明申し上げます。

主要事業説明書の右の上のほうに番号で1番と記載しているものであります。備蓄倉庫整備事業であります。補正額は記載のとおりであります。

今回の事業概要につきましては、松島フットボールセンターに備蓄倉庫を建設するわけですが、その工事の管理費であります。

なお、建物、備蓄倉庫については、今現在建築確認の申請中であります。

それから、手樽交流センターにつきましても、管理費でありますけれども現在造成設計中があります。すぐそれが整えば発注という段階に来ております。

次に、松島運動公園の用地測量でありますけれども、これは備蓄倉庫、運動公園のどこに設置するかということをいろいろ検討して、東側から入る駐車場、ビルなんかがある反対側、東側ですね。今駐車場があります、入り口のところに。そのところに備蓄倉庫をつくと。それに伴います駐車場の代替機能ということで、今東口から入って左側にちょっとサッカーの園路ありますね。あそこのところに代替の駐車スペースをつくるということで要する設計費をここで計上しております。

次に、2番目になります。

耐震性貯水槽の整備事業であります。補正額は記載のとおりであります。場所につきましては、松島フットボールセンター、それから石田沢の耐水性貯水槽になるわけですが、額がフットボールセンターでは4,200万円、石田沢では2,300万円と、同じものをつくるわけですが、金額が異なっております。これは、フットボールセンターにつきましては、矢板、仮設を使った施工方法になるということで高く、石田沢は今やっている工事と並行に行うということでオープンカットしていきますので、事業費的にこれだけの差があるということになります。

なお、場所については、次のページからフットボールセンターを赤で着色しております。フットボールセンター、体育館のそばのところになります。それから、石田沢については、調整池側のほうにセットという形になります。両方とも構造体につきましては、一番最後に構造をつけておりますけれども、同じ構造と。これは、全体全部同じ構造になりますが、この

ような工事となります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長兼観光班長（阿部礼子君） 続きまして、主要事業説明資料3及び4につきまして、補正予算書7ページ、8ページの復興推進費の工事請負費の産業観光課分となっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業として整備を進めております西行戻しの松公園内に防災器具庫、トイレをグリーンハット跡に建設するものです。あずまやにつきましては、公園内2カ所に設置をするものとなっております。配置、平面図につきましては、資料のとおりとなっております。

また、資料4でございますが、復興まちづくり支援施設整備事業として整備を進めておりますパノラマハウス施設内にブラインドを設置するために補正するものです。額については記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、主要事業説明資料の5から説明させていただきます。

事業名につきましては、松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業、石田沢地区でございます。東日本大震災で津波被害を受けた松島地区を対象に、津波浸水区域の背後地に地域住民及び観光客等の安全を確保する避難場所の整備工事を行うものでございます。

A3の図面をごらんいただきたいと思います。

石田沢地区は既に造成工事が始まっておりまして、今現在盛り土工事を行っているところがあります。今回の補正につきましては、避難場所整備といたしまして全体の整備面積約2.1ヘクタールの中の道路と駐車場といたしまして1万3,300平米の舗装の補正でございます。駐車場といたしましては、普通車130台、大型車29台が駐車可能となります。植栽の樹木につきましては、桜を植えるということとしております。

また、県道交差点改良につきましては、県道の右折レーン設置に伴い交差点も含めて1,240平米の舗装の打ちかえを行うこととしております。

続きまして、主要事業説明資料の6を説明させていただきます。

事業名につきましては、松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業、三十刈地区でございます。石田沢地区同様に地域住民及び観光客等の安全を確保する避難場所の整備を行うものでございます。

A3の図面をごらんいただきたいと思います。

三十刈につきましても、既に造成工事が始まっておりまして盛り土工事を行っているところであります。今回の補正につきましても、避難場所整備といたしまして全体の整備面積約2.4ヘクタールの中の道路と駐車場といたしまして1万4,706平米の舗装を行うこととしております。現在利用しております無料駐車場部分、こちらをあわせて舗装の打ちかえをいたします。駐車場としての大型車41台部分につきましても前にご指摘がありましたので、利用状況に即したように見直しをしたいと考えております。遅くなりまして、大変申しわけございません。植栽につきましても、石田沢と同様、桜を植えるということとしております。

続きまして、主要事業説明資料7を説明させていただきます。

事業名につきましても、漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）でございます。東日本大震災による地盤沈下被害を受けた名籠地区の漁港背後地について、地盤かさ上げ等の整備工事を行い、早川地区においては排水不良箇所の解消と排水路の整備を行うものでございます。

A3の図面のP-1をごらんいただきたいと思います。

4-1、名籠漁港背後地（名籠地区）漁業集落防災機能強化事業につきましても、名籠①地区、それから名籠②地区、名籠③地区とございます。かさ上げ工事と一緒に集落内道路を幅員4メートルで工事を行うものでございまして、これに伴い公有財産購入費支障物件補償費等を補正するものでございます。

次に、A3の図面のP-2をごらんいただきたいと思います。

4-2、名籠漁港背後地集落間道路整備事業につきましても、名籠②地区と避難道路を結ぶ町道梅ヶ沢東線と名籠③地区と避難道路を結ぶ町道梅ヶ沢西線を幅員4メートルで工事を行うもので、これに伴う公有財産購入費を補正するものでございます。

次に、P-3をごらんいただきたいと思います。

4-3、名籠漁港背後地（早川地区）雨水排水路整備事業につきましても、柿ノ浦地区の雨水排水を富山排水機場で排水するため、福島水産のところからA地点ということで記号をつけておりますけれども、そこから町道内を通りB地点、C地点、D地点までの延長294メートルを800ミリのヒューム管、それから800ミリのU型側溝を整備して排水をこちらに持ってくるという形でございます。請負工事費と公有財産購入費を補正するものでございます。既に富山排水機場には宮城県より400ミリの水中ポンプを新設、増強をしているところでございます。ポンプについては、整備する予定にはしておりません。

続きまして、主要事業説明資料の8を説明させていただきます。

事業名につきましても、磯崎漁港共同利用施設復興整備事業でございます。本町の水産業の

中枢を担う磯崎漁港が、東日本大震災の津波により漁具倉庫の損壊や漁具の滅失等の被害を受けたことから、カキ等の浅海養殖漁業の復興に向け水産業共同利用施設漁具倉庫の整備を行うものであります。

A 3 の図面の P-1 をごらんいただきたいと思います。

磯崎漁港漁具倉庫建設工事の配置図と平面図でございます。建物は鉄骨づくり、平屋建てで、全体の面積は648平方メートルでございます。図面の中に倉庫（1）、倉庫（2）、倉庫（3）とございます。3つともつながっておりまして、倉庫（1）と（2）は同じ大きさで、長辺が41.4メートル、短辺が7.2メートル、面積は298平米でございます。倉庫（3）は、1辺が7.2メートルの正方形で、面積が52平米となっております。

①、②、③、④と矢印がでございます。これは次のページの P-2 の立面図の①、②、③、④から見た形となっております。

続きまして、主要事業説明資料の9を説明させていただきます。

事業名につきましては、高城・磯崎地区避難路整備事業でございます。東日本大震災の津波により甚大な津波被害を受けた高城地区において、迅速かつ安全な避難路の整備を行うものでございます。

次のページの図面をごらんいただきたいと思います。

高城枝1号線につきましては、勝新堂の北側の空気を幅員6メートルで計画しております。高城枝2号線につきましては、石巻商工信用組合松島支店の南側の空気を同じく幅員6メートルで計画をしております。高城枝3号線につきましては、白寿殿の南側の空気を同じく幅員6メートルで計画をしております。

今回は、公有財産購入費を補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第33 議案第135号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第33、議案第135号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第135号平成26年度松島町国民健康保険特別会計

補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年4月1日からの一部負担金免除実施に伴う一般被保険者療養給付費及び高額療養費の不足に伴う保険給付費並びに人事院勧告に鑑み人件費等を補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第34 議案第136号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第34、議案第136号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第136号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、医療・介護推進法の成立に伴う介護保険システム改修業務及び平成25年度塩釜地区介護認定審査事務負担金の確定による精算金並びに人事院勧告に鑑み人件費を補正するものであります。なお、介護保険システム改修業務につきましては、その経費の一部が国庫補助金の対象となるものであり、これらの財源を精査し一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第35 議案第137号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第35、議案第137号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第137号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に鑑み人件費を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第36 議案第138号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第36、議案第138号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第138号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金第10回配分可能額通知のありました松島地区外内水対策事業及び公共下水道施設災害復旧事業、浪打浜排水区の保留解除に伴う災害復旧費並びに人事院勧告に鑑み人件費等を補正するものであります。これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） それでは、補足説明を櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、主要事業説明資料によって補足説明をしたいと思います。

主要事業説明資料の1番でございますが、先ほどもございましたが復興交付金の第10回で認められた磯崎第2ポンプ場の詳細設計分を計上したものでございます。

続きまして、資料の2でございますが、資料の2につきましては災害復旧事業ということで、浪打浜排水区の自然流化分として田町歩道橋より上側の地区、犬田地区等でございますが、そこからの排水を行うための管渠の整備ということで、口径1,000ミリで延長200メートルの部分をやるといってございます。それから、やる箇所につきましては、田町歩道橋付近より国道45号線の角までの部分の管工事をやるということ。そこから先の工事については、27年度以降ということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第37 議案第139号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第37、議案第139号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 議案第139号平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に鑑み、職員の給与の改定に伴う人件費を精査し、水道事業費用の総額を6億3,253万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、12月15日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後1時35分 散 会